

### 引っ越しのシーズンです 住所異動の届け出 を忘れずに

#### 〈住所の異動〉

引っ越しをしたときは、届出期間内に住所の異動の届け出が必要です。

在留カード等をお持ちの外国人の方も届け出が必要となります。

転入・転居・国外への転出の届け出の際は、必ずマイナンバーカード（住基カードを含む）をお持ちください。同カードの交付を受けていない方は、必ず通知カードをお持ち

### 臨時職員の登録者募集

登録された方の中から、必要に応じ、仕事をご案内します。

■職種等下表のとおり

■登録方法所定の用紙に必要事項を明記し、職員課（市役所本庁舎1階）で、登録してください※所定の用紙は市ホームページからダウンロードできます

■提出書類証明写真（縦4センチ×横3センチ、3か月以内に撮影したもの）1枚、資格等が必要な職種については、資格を証明するものの写し

他▽いずれの職種も国籍は問いませんが賃金のほか、通勤に要する経費が条件により支給されます▽勤務時間は、実際の勤務場所や業務内容によって異なります▽勤務時間・曜日は相談に応じます

職種	勤務時間	資格等要件	賃金(時給)
一般事務	午前9時～午後4時30分	-	960円
保育士	午前8時30分～午後5時	保育士証の交付を受けている方、幼稚園教諭の普通免許状を有する方	1,180円
保健師	午前9時～午後5時 (曜日・勤務時間応相談)	保健師資格を有する方	1,720円
社会福祉士	午前9時～午後5時 (曜日・勤務時間応相談)	社会福祉士登録証の交付を受けている方	1,650円

職員課人事研修係 ☎042-387-9808

ちください。

なお、2月下旬～5月下旬は、窓口が大変込み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

#### 【転出届】

ほかの市区町村に引っ越しする場合は、引っ越し日と引っ越し先が決まり次第、あらかじめ届け出てください。

急な引っ越し等で事前に届け出ができない場合には、引っ越し日から14日以内に届け出をしてください。

#### 【転居届】

市内で住所を変えたときは、新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。

#### 【その他の届け出】

住所の変更はないものの、世帯主が変わったり、生計が別だった人が同一世帯になったときなどは、14日以内に届け出てください。

#### 〈届け出ができる方〉

本人または小金井市で同一世帯の方（転居届は転居後に同一世帯の方）

※これ以外の第三者が行う場合には委任状が必要となります

市民課市民係 ☎042-387-9800

#### なりすまし防止のため 本人確認にご協力を

市民課（市役所第二庁舎1階）での手続きの際には、第三者による虚偽の届け出や証明書の不正取得を防止するため、来庁した方の本人確認を実施しています。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（通知カードは不

可）、顔写真付き住基カード等をお持ちください。

なお、保険証等の顔写真がないもの1点のみでは、手続きが完了しない場合があります。その際は、口頭での質問や照会書による本人確認をさせていただきます。

#### 【転入届】

小金井市に引っ越してきたときは、前住所地で転出証明書の交付を受け、引っ越してきた日から14日以内に届け出てください。

市内で住所を変えたときは、新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。

#### 【市議会定例会】

平成30年第1回小金井市議会定例会が、2月21日（水）から開催されます。

#### 【市議会の傍聴に お越しください】

平成30年2月25日（日）午前10時から、本会議場（市役所本庁舎4階）、委員会は第一会議室（同3階）で行います。

#### 【2月25日は日曜議会】

市議会では、平日に仕事などで傍聴に來られない方にも、会議が実際にどのような行われているかを知っていただくため、日曜議会を開催します。

時2月25日（日）午前10時から  
平成30年度施政方針（2月21日の本会議で市長が表明）に対する各会派からの質問です

#### ◆共通◆

市議会の傍聴はどなたでも

できますが、議会事務局で簡単な手続きが必要です。

また、議会の日程、議案など詳しくは、お問い合わせください。

議会事務局（市役所本庁舎4階 ☎042-387-9947 FAX 042-387-1225）

#### 無料法律相談会 （東京三弁護士会主催）

時3月3日（土）午後1時～4時  
市役所第二庁舎1階市民相談室

#### 平成30～32年度社会教育 関係団体登録の手続きを

市内で社会教育活動をしている団体やサークルを、社会教育関係団体として登録する制度を設けています。

この制度は、社会教育関係の団体、サークルなどを把握し、市民の皆さんへの情報提供などを行うため、実施しているものです。

平成30～32年度の登録を希望する団体は、手続きをしてください。

望する団体は、手続きをしてください。

青少年教育、成人教育、視覚教育、芸術、文化、スポーツ、レクリエーションなど、社会教育に関する事業を行うことを主な目的とする10人以上の団体

※政治・宗教活動および営利事業を行う団体は除くなど、一定の条件がありますので、登録要綱を確認のうえ、手続きをしてください

#### 登録要綱・申請書の配布

2月15日から、生涯学習課、公民館各館、図書館本館・各分室、総合体育館で

※平成30年2月1日現在登録済の団体には、申請書を送付します

時3月1日～30日に、直接、生涯学習課生涯学習係（市役所第二庁舎7階 ☎042-387-9879）へ

望する団体は、手続きをしてください。

### 平成30年度版ごみ・リサイクルカレンダー 表紙絵等の作品入賞者決定

今回は197作品の応募がありました。ご応募いただきありがとうございました。応募作品に対し、ごみ対策課での一次選考、廃棄物減量等推進審議会での最終選考を行った結果、次の方々が入賞しました。入賞作品は、ごみ・リサイクルカレンダー表紙・裏表紙に掲載します。

- 【裏表紙絵】
  - ▷杉山璃紗さん（第二小学校4年生）
  - ▷林咲季さん（第二小学校4年生）
  - ▷牛山大地さん（緑小学校4年生）
  - ▷栗原帆乃香さん（緑小学校4年生）
  - ▷永田紗那さん（緑小学校4年生）
- 問ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9835

- 【表紙絵】
- ▷加藤はるあさん（第二小学校4年生）

